

（車幅灯）

第三十二条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十四条の規定並びに細目告示第四十五条、第二百二十三条及び第二百一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。以下第三十六条第一項第一号、第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし幅〇・八メートル以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

二 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 車幅灯は、夜間にその前方三百メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は^{とう}橙色であり、そのすべてが同一であること。

ハ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向四十五度の平面及び車幅灯の外側方向八十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

三 車幅灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げた性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号に掲げた性能のうち同号ハの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号ハの基準中「外側方向八十度」とあるのは「外側方向四十五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上となるように取り付けられていること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

【2009.10.24】第32条（車幅灯）

- ハ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内（被牽引自動車にあっては、百五十ミリメートル以内）となるように取り付けられていること。
 - ニ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車の車幅灯にあっては、この限りでない。
 - ホ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
 - ヘ 第二十九条第一項第四号ニ括弧書の自動車の備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
 - 四 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、前号への基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年九月三十日以前に製作された軽自動車	第一号
二 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第二号ロ
三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号ハ及び第三号ホ

- 3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年九月三十日以前に製作された自動車	第一号ただし書き	幅〇・八メートル以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯	すれ違い用前照灯
二 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第二号イ 第三号へ	四百ミリメートル 三百メートル 第二十九条第一項第四号ニ括弧書の自動車に備える車幅灯 構造でなければならない。	六百五十ミリメートル 百五十メートル 車幅灯 構造でなければならない。ただし、

			すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合であつてその側の車幅灯を備えたときは、当該車幅灯については、この限りでない。
	第四号	でなければならない。	とすることができる。
三 昭和三十五年十月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車	第一号ただし書き	幅〇・八メートル以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯	すれ違い用前照灯
四 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車	第三号イ	上縁の高さが地上二・一メートル以下、 下縁の高さが地上〇・三五メートル以上	中心の高さが地上二メートル以下
五 平成八年二月一日から平成一七年十二月三十一日までに製作された自動車	第三号イ	上縁の高さが地上二・一メートル以下、 下縁の高さが地上〇・三五メートル以上	上縁の高さが地上二・一メートル以下
六 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号イ	あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。	あること。
	第三号	前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ハに係る部分を除く。） 性能（車幅灯の照明	前号 性能

	<p>部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号に掲げた性能のうち同号ハの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものの前部に取付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号ハの基準中「外側方向八十度」とあるのは「外側方向四十五度」とする。）</p>	<p>車両中心面に対して 左右同じ高さ 対称の位置</p>
	<p>第三号ニ</p>	

4 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・23・の規定は、適用しない。

5 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添五十八 3・9・の規定は、適用しない。

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規則の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示
【2009.10.24】第32条（車幅灯）

- 6 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十五条第一項、別添五十二2・13・及び別添五十八3・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十五条第一項、別添五十二2・13・及び別添五十八3・7・の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・27・の規定は、適用しない。
- 10 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十五条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。